

改正

令和3年3月19日教育委員会告示第6号

土浦市立図書館資料の利用制限に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、土浦市図書館条例施行規則（昭和60年土浦市教育委員会規則第4号）第17条の規定に基づき、図書館資料（以下「資料」という。）の館外における利用（以下「館外利用」という。）をする者が、返却期日までに資料を返却しなかった場合の館外利用の停止等の制限について、必要な事項を定めるものとする。

(予約等の停止)

第2条 館外利用をする者が、返却期日の翌日から起算して1日を経過しても当該資料を返却しないときは、図書館長は、当該者についての資料の新たな予約、リクエスト及び相互貸借を停止するものとする。

(館外利用の停止)

第3条 館外利用をする者が、返却期日の翌日から起算して15日を経過しても当該資料を返却しないときは、図書館長は、当該者についての新たな館外利用を停止するものとする。

(申出)

第4条 館外利用をする者は、館外利用の事実、返却の状況等について図書館長に対し、調査を申し出ることができる。

2 図書館長は、前項の規定による申出を受けたときは、その内容を審査し、館外利用の事実がないと認めたとき、又は資料を返却しないことについて相当な理由があると認めたときは、第2条又は前条の規定による停止を行わないものとする。

(停止の解除)

第5条 第2条又は第3条の規定による停止をされた者が当該停止に係る資料を返却したときは、図書館長は、当該停止を解除するものとする。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月19日教委告示第6号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。